

長崎県の物品調達に係る競争入札参加資格を有する事業者の皆様へ

長崎県では「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「長崎県障害者基本計画」に基づき、県内の障害者の雇用の促進並びに安定を図ることを目的として、平成 16 年 11 月 1 日付けで「物品調達に係る障害者雇用促進企業等に対する優先的取扱いに関する要綱」を制定し、物品管理室が調達する物品の一部について、優先的な発注（要綱に基づき登録された事業者に限定した見積執行）を行うこととしております。

○障害者雇用促進企業

※本県の物品登録業者であり、県内に本店又は支社を有する中小企業者のうち、常時雇用されている障害者の雇用率が法定雇用率 2.2%以上の者

○障害者就労施設等支援企業

※本県の物品登録業者であり、県内に本店又は支社を有する中小企業者のうち、障害者就労施設等から過去 1 年間に 30 万円以上の物品の購入又は役務の提供を受けた者

随時、新規申請を受け付けておりますので、要綱等（ホームページに掲載）をご確認の上、該当すると思われる場合は、新規登録申請、又は問い合わせをいただきますようご案内いたします。

○要綱

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/1youkou2yousiki310301.pdf>

○様式 URL:<https://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php>

○登録業者一覧（令和 2 年 3 月現在）

URL:<http://treasury.pref.nagasaki.jp/files/youkou/16/kigyoutourokuitiranhyou.pdf>

長崎県物品管理室

【電話】 095-895-2881

【E-mail】 s17040@pref.nagasaki.lg.jp